

令和4年度第3回美浦村定例教育委員会議事録

- 開会日時 令和4年6月24日(金) 午前9時30分
- 閉会日時 令和4年6月24日(金) 午前9時40分
- 開会場所 美浦村役場 3階 大会議室
- 出席委員等
 - 教育長 富永 保
 - 教育長職務代理人 山崎 満男
 - 委員 小峯 健治
 - 委員 浅野 千晶
 - 委員 石橋 慎也
- 出席事務局職員
 - 教育部長 菅野 眞照
 - 学校教育課長 小山 久登
 - 指導室長 森永 佐由美
 - 子育て支援課長 福田 浩子
 - 生涯学習課長 吉原 克彦
 - 美浦幼稚園長 矢崎 和子
 - 大谷保育所長 保科 八千代
 - 木原保育所長 鈴木 玉恵
- 欠席委員 なし
- 傍聴人 0人
- 提出議案及び議決結果

案 件		審議結果
議案第1号	美浦村児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則	可決

○教育長

ただいまより、令和4年度第3回定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、全員御出席をいただいております。教育委員会会議規則第17条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。山崎教育長職務代理者、お願いいたします。

【議案第1号 美浦村児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則】

【子育て支援課長 説明】

【質疑】

○小峯委員

この改正の中で、「マイナンバー制度による情報連携を含む。」とあるんですが、マイナンバー制度による情報連携の内容について教えてください。

○子育て支援課長

マイナンバー制度を活用した情報連携は、現在、役場内のいろいろな部署で行っておりますが、中間サーバーというところで管理されている所得などの情報を、個人番号を利用して照会できるようになっておりまして、そういうことをここで記載してございます。

○小峯委員

今、健康保険証のかわりにというような方向でも動いてると思うんですが、1回これを村に登録しておく、自動的にいろいろな制度で活用されていくということなんでしょうか。

○子育て支援課長

個人番号の利用についての法律がございまして、その法律で個人番号を利用できる事務というのが定められております。例えば、国民健康保険や介護保険などが個人番号を使う事務だということで、村においても利用について定めております。この利用につきましても、自動的ではなく本人からの申請によるものでございます。例えば、マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合には、本人からの申請が必要でございます。その申請によって、必要な個人情報を役場が照会できるというような流れでございます。

○教育部長

一部補足をさせていただきます。今回の改正案にございますマイナンバー制度による情報連携につきましては、今福田から説明がありましたように、国の法律に基づきまして、マイナンバーを使って連携をする事務に位置づけをされております。情報連携によって、住民票の異動の情報や所得情報の連携ができるようになったことにより、現況届の提出が不要になったという事務の流れでございます。もう一つ、今、小峯委員からございました健康保険証の連携に関しましては、一部福田の説明にもありましたが、あくまでもこれは本人からの申請、私が連携しますという手続きをした上で、初めて連携がとれます。連携をしたから全国どこの医療機関、薬局でも使えるかということ、実はまだ普及が追いついておりません。通われている医院が連携しているということであれば、連携することによってメリットもございますが、新聞等でご承知だと思うんですけども、これは診療報酬が発生するサービスの一つに位置づけられておりまして、連携すると一部自己負担も生じるということで国会でも協議が始まっており、その辺はもしかしたら見直しになるだろうという状況でございます。また、マイナンバーカードの普及として、健康保険証の連携と同様に公金受取口座の登録をマイナポータルから行うとマイナポイントが支給されるという事業が始まっております。そういった国のマイナンバー制度の影響で今回の規則の改正というものが生じているということでございます。

【議案第1号 原案どおり可決】

【その他 1 令和 4 年第 2 回美浦村議会定例会の報告について】

【教育部長 説明】

【質疑なし】